

第一号議案

大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長職務代理者

教育委員 岩 崎 哲 朗

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則

大分県立スポーツ施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）の項を削る。

第三条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第一項中「、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書（第三号様式）により」を削り、同条第二項中「第四号様式」を「第三号様式」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、「、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可書（第六号様式）」を削る。

第七条第一項中「第七号様式」を「第五号様式」に、「第八号様式」を「第六号様式」に改め、「、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書（第九号様式）により」を削り、同条第二項中「第十号様式」を「第七号様式」に、「第十一号様式」を「第八号様式」に改め、「、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書（第十二号様式）」を削る。

第八条中「第十三号様式」を「第九号様式」に、「第十四号様式」を「第十号様式」に改め、「、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用中止届（第十五号様式）により」を削る。

第三号様式を削り、第四号様式を第三号様式とし、第五号様式を第四号様式とする。

第六号様式を削り、第七号様式を第五号様式とし、第八号様式を第六号様式とする。  
第九号様式を削り、第十号様式を第七号様式とし、第十一号様式を第八号様式とする。  
第十二号様式を削り、第十三号様式を第九号様式とし、第十四号様式を第十号様式とする。  
第十五号様式を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務を由布市に委託することに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

○ 大分県立スポーツ施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>第一条 （略）</p> <p>（利用時間）</p> <p>第二条 スポーツ施設の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">スポーツ施設</td> <td style="width: 33%;">利用時間</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 （略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p>	スポーツ施設	利用時間		大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	午前八時三十分から午後九時まで		大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）	午前八時三十分から午後九時まで		<p>第一条 （略）</p> <p>（利用時間）</p> <p>第二条 スポーツ施設の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">スポーツ施設</td> <td style="width: 33%;">利用時間</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）</td> <td>午前九時から午後十時まで</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 （略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 庄内屋内競技場の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一 十二月二十八日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月三日まで</p> <p>二 月曜日（休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）</p>	スポーツ施設	利用時間		大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	午前八時三十分から午後九時まで		大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）	午前八時三十分から午後九時まで		大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）	午前九時から午後十時まで	
スポーツ施設	利用時間																					
大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	午前八時三十分から午後九時まで																					
大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）	午前八時三十分から午後九時まで																					
スポーツ施設	利用時間																					
大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	午前八時三十分から午後九時まで																					
大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）	午前八時三十分から午後九時まで																					
大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）	午前九時から午後十時まで																					

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は前二項に規定する休業日に開業することができる。この場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用許可の申請等)

第四条 スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）を利用しようとするものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書（第一号様式）により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可申請書（第二号様式）により

者に利用の許可を申請しなければならない。

2 指定管理者は、スポーツ施設の利用を許可するときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書（第三号様式）を、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書（第四号様式）を

申請者に交付するものとする。

(利用許可の変更の承認の申請等)

第七条 スポーツ施設の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該許可の内容を変更しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書（第五号様式）により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書（第六号様式）により

、指定管理者に変更の承認の申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めるとき

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前三項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は前三項に規定する休業日に開業することができる。この場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用許可の申請等)

第四条 スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）を利用しようとするものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書（第一号様式）により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可申請書（第二号様式）により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書（第三号様式）により、指定管理者に利用の許可を申請しなければならない。

2 指定管理者は、スポーツ施設の利用を許可するときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書（第四号様式）を、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書（第五号様式）を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可書（第六号様式）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の変更の承認の申請等)

第七条 スポーツ施設の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該許可の内容を変更しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書（第七号様式）により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書（第八号様式）により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書（第九号様式）により、指定管理者に変更の承認の申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めるとき

は、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書（第七号様式）を、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認書（第八号様式）を

利用者に交付するものとする。

（利用の中止届）

第八条 利用者は、スポーツ施設の利用を中止しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用中止届（第九号様式）により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用中止届（第十号様式）により

、直ちに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第九条（第十二条）（略）

第一号様式・第二号様式（略）

は、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書（第十号様式）を、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認書（第十号様式）を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書（第十二号様式）を利用者に交付するものとする。

（利用の中止届）

第八条 利用者は、スポーツ施設の利用を中止しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用中止届（第十三号様式）により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用中止届（第十四号様式）により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用中止届（第十五号様式）により、直ちに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第九条（第十二条）（略）

第一号様式・第二号様式（略）

(削る)

第3号様式(第4条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可書

第 年 月 日 号

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立武道スポーツセンターの利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名							
利用設備							
利用の目的							
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号( ) -						
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人		
使用料	円	積算内訳 (附属設備使用料については、別途通知します。)					
使用料納付期限	年 月 日まで						
許可条件							

第三号様式(第四条関係)

第4号様式(第4条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可書

第 年 月 日 号

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立武道スポーツセンターの利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名							
利用設備							
利用の目的							
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号( ) -						
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人		
使用料	円	積算内訳 (附属設備使用料については、別途通知します。)					
使用料納付期限	年 月 日まで						
許可条件							

第四号様式(第四条関係)

第3号様式(第4条関係)

大分県立由内屋内剣道場利用許可申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
〔団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号( ) -

下記のとおり大分県立由内屋内剣道場の施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用目的								
利用日時	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	から	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	まで
利用施設名	射 場 第一会議室 第二会議室 第三会議室							
利用責任者の住所及び氏名	電話番号( ) -							
※受付年月日	年 月 日		※許可年月日	年 月 日		※許可番号	第 号	

注 1 「利用施設名」欄は、該当する項目を○印で囲むこと。

2 ※印欄は、記入しないこと。

第三号様式(第四条関係)

第四号様式（第四条関係）

（削る）

第4号様式(第4条関係)

大分県立フェンシング場利用許可書

第 号  
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立フェンシング場の利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名												
利用設備												
利用の目的												
利用の日時	年	月	日	曜日	午前 午後	時分～	年	月	日	曜日	午前 午後	時分
利用責任者の住所及び氏名								電話番号( )	—			
入場料等の徴収の有無	有	無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延	人					
使用料	円	積算内訳  (附属設備使用料については、別途通知します。)										
使用料納付期限	年 月 日まで											
許可条件												

第五号様式（第四条関係）

第5号様式(第4条関係)

大分県立フェンシング場利用許可書

第 号  
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立フェンシング場の利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名													
利用設備													
利用の目的													
利用の日時	年	月	日	曜日	午前 午後	時分～	年	月	日	曜日	午前 午後	時分	
利用責任者の住所及び氏名								電話番号( )	—				
入場料等の徴収の有無	有	無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延	人						
使用料	円	積算内訳  (附属設備使用料については、別途通知します。)											
使用料納付期限	年 月 日まで												
許可条件													

第六号様式（第四条関係）

第6号様式(第4条関係)

大分県立庄内屋内競技場利用許可書

第 号  
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立庄内屋内競技場の利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用目的													
利用日時	年	月	日	曜日	午前 午後	時分から	年	月	日	曜日	午前 午後	時まで	
利用施設名	射 場	第一会議室	第二会議室	第三会議室									
利用責任者の住所及び氏名								電話番号( )	—				
許可条件													

第6号様式(第7条関係)

大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者  
氏名  
〔団体にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号( ) -

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
※使用料			円

注 ※印欄は、記入しないこと。

第六号様式(第七条関係)

第5号様式(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者  
氏名  
〔団体にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号( ) -

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
※使用料			円

注 ※印欄は、記入しないこと。

第五号様式(第七条関係)

第8号様式(第7条関係)

大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者  
氏名  
〔団体にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号( ) -

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
※使用料			円

注 ※印欄は、記入しないこと。

第八号様式(第七条関係)

第7号様式(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者  
氏名  
〔団体にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号( ) -

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
※使用料			円

注 ※印欄は、記入しないこと。

第七号様式(第七条関係)



第7号様式(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書

第 号  
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額	今回納付額	備 考
	円	円	
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第七号様式(第七条関係)

(削る)

第10号様式(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書

第 号  
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額	今回納付額	備 考
	円	円	
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第十号様式(第七条関係)

第9号様式(第7条関係)

大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
〔団体にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号( ) -

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用目的			
変更の内容			
変更の理由			
※受付年月日	※承認年月日	※承認番号	
年 月 日	年 月 日	第 号	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第九号様式(第七条関係)

第八号様式  
(第七条関係)

第8号様式(第7条関係)

大分県立フェンシング場利用許可変更承認書

第 年 月 日 号

(削る)

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額 円	今回納付額 円	備 考
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第十一号様式  
(第七条関係)

第11号様式(第7条関係)

大分県立フェンシング場利用許可変更承認書

第 年 月 日 号

第十二号様式  
(第七条関係)

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額 円	今回納付額 円	備 考
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第12号様式(第7条関係)

大分県立庄内屋内騎技場利用許可変更承認書

第 年 月 日 号

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用目的	
変更の内容	
変更の理由	
許可条件	

第九号様式（第八条関係）

第9号様式（第8条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用中止届

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的							
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用許可のあつた施設							
利用中止の理由							
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号				
※ 納付済使用料	円						

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十号様式（第八条関係）

第10号様式（第8条関係）

大分県立フェンシング場利用中止届

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的							
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用許可のあつた施設							
利用中止の理由							
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号				
※ 納付済使用料	円						

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十三号様式（第八条関係）

第13号様式（第8条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用中止届

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的							
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用許可のあつた施設							
利用中止の理由							
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号				
※ 納付済使用料	円						

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十四号様式（第八条関係）

第14号様式（第8条関係）

大分県立フェンシング場利用中止届

年 月 日

殿

住所  
申請者 氏名  
〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的							
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用許可のあつた施設							
利用中止の理由							
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号				
※ 納付済使用料	円						

注 ※印欄は、記入しないこと。

(削る)

第15号様式(第8条関係)

大分県立庄内屋内騎技場利用中止届

年 月 日

殿

住所  
申請者  
氏名  
〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
郵便番号  
電話番号( ) ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用目的						
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 時 分から	午後 時 分まで	年 月 日 曜日	午前 時 分まで	午後 時 分まで
利用許可のあつた施設						
利用中止の理由						
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十五号様式(第八条関係)

# 大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について

## 1 改正理由

大分県立庄内屋内競技場（以下「屋内競技場」という。）の管理に係る事務を由布市に委託することに伴い、規定を整備する必要があるため。

※ 管理方法の変更について、下記4参照。

## 2 改正内容

屋内競技場に係る規定の削除等〔第2条～第4条、第7条、第8条、第3号様式、第6号様式、第9号様式、第12号様式、第15号様式関係〕

## 3 施行期日

令和6年4月1日

## 4 管理方法の変更について

令和5年第4回定例会で下記議案①②を可決後・公示（公布）済み。

### ① 大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託（令6.1.17公示、令6.4.1施行）

#### ア 経緯

- ・ 平成3年に旧庄内町からの陳情を受け、平成4年8月に県が施設を整備して以降、由布市が維持管理を担ってきた。
- ・ 平成18年度の指定管理者制度の導入後、現在に至るまで、由布市への任意指定により継続して管理運営を行ってきた。しかし、施設の特性上、ライフル射撃競技以外の利活用が難しいことから、利用者の増に向けた取組に限界が見られる状況にある。
- ・ さらに令和4年度、大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会において、「これ以上のサービス向上やコスト削減の効果が見込めない状況」、「指定管理者制度の趣旨を十分に反映できないため、管理方法の見直しを行うべき」との意見も受け取ったところである。
- ・ このような状況を踏まえ、由布市と実務的な協議を行った結果、この度、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14に規定する「事務の委託」へ管理方法の変更を行うものである。
- ・ なお、法第252条の14第1項及び同条第3項で準用する法第252条の2の2第3項の規定により、事務の委託を行うには、議会の議決を経て行う協議により規約を定める必要がある。

#### イ 規約の概要

##### (ア) 委託する事務

屋内競技場の管理に係る事務

##### (イ) 経費の負担

委託事務の管理及び執行に要する経費は、由布市の負担とする。

大規模な施設及び設備の修繕に係る経費並びに施設と一体となって機能する備品の修繕若しくは改造又は買換えに係る経費は、県と市が協議して定める。

(ウ) 収入の帰属

委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料その他の収入は、全て由布市の収入とする。

② 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（令5.12.22公布、令6.4.1施行）

ア 改正理由

上記①のとおり管理に係る事務を由布市に委託することに伴う規定の整備。

イ 改正内容

管理の特例に係る規定の追加等